

2023 年度 事業計画書

1. 2023 年度事業実施の方針

今年 1 年かけて、理事会とスタッフで改めて組織のミッションやビジョン、そして、大切にしたい価値（バリュー）を原点に返って見直し、それらに基づいた組織のあり方を検討する。その上で優先事業を見極め、身の丈に合った事業計画を立て、実施していく。そして、方向性や成果を丁寧に会員や支援者に説明し、信頼回復につとめる。事務局運営では、スタッフ体制やインターン、ボランティアとの役割分担を見直し、スタッフに負担がかかりすぎない体制を構築し、コミュニケーションを大事にしながら、一人ひとりが子どもの権利の実現に向けて生き活きと貢献できる体制をつくる。

4 月からのこども基本法の施行・こども家庭庁の発足にあたり、昨年度設立 30 周年を期に支援を呼びかけた国内での子どもの権利普及事業を無理のないかたちで実施する。具体的には、昨年度クラウドファンディングで支援を呼びかけたプロジェクトの 3 つの柱である「世界の子どもの権利かるた」を活用したワークショップ、子どもの権利に関する書籍の出版、子どもの権利ファシリテーター養成講座の準備を行う。また、ネクストゴールとして設定していた、子どもの権利を大切にする子育て講座を行う。

また、広げよう！子どもの権利条約キャンペーンの実行団体、および、政策提言チームとして、他団体と連携しながら「こども基本法」に基づき、子どもの声が社会のあらゆるところで聴かれ、子どもの権利を基盤とした施策がより実現されていくための講師派遣を行う。

海外事業については、昨年度発覚したカンボジアのパートナー団体 CCPCR の不正問題の疑いを受け、CCPCR とのパートナーシップを解消し、カンボジアでの活動を中止する。8 月末ごろに提出予定の第三者委員会の報告書に基づき、情報公開や支援者への説明等、不正問題への対応を誠実に行っていくと同時に、問題が起きた原因や背景を分析し、再発防止のために組織として必要な対策を行っていく。海外事業のあり方そのものについても抜本的に見直しを行う。

[事業]

国内

- 『世界の子どもの権利かるた』を使った出張ワークショップの開催
- 新刊『10 才から毎日つかえる子どもの権利（仮）』の出版と普及
- 子どもの権利ファシリテーター養成講座の実施
- 子どもの権利を大切にする子育て講座
- チャイルドライツ・カフェ（オンラインイベント）の開催
- 「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」への参加
- 子どもの権利条約フォーラム 2023 in とよたへの参加

海外

- 昨年度までのカンボジア事業のパートナー団体 CCPCR の不正問題への対応
- 海外活動のあり方の再検討

[組織運営]

- 中期計画の策定
- 組織改革に向けたファンドレイジング
- 専門家（社労士、税理士、NPO コンサルタント）の協力を得た事務局運営
- スタッフ体制の見直し、インターン、ボランティアがより能力を発揮できる体制づくり

2. 開発途上地域の子どもの権利状況に関する調査・研究・発信事業及び開発教育事業

- ・子どもの権利普及・子どもの権利教育について研究する。

3. 国連子どもの権利条約の普及事業、及び子どもの権利促進事業

(1) 「世界の子どもの権利かるた」の普及・活用

子どもの権利条約フォーラム 2023 in とよたの分科会や、中学校、自治体、NPO の授業やイベントでかるたワークショップを行い、子どもの権利を広める。

(2) 『10 才から毎日つかえる子どもの権利(仮)』の出版と普及

アルパカより、子どもの権利について子ども向けに解説する書籍を出版する。

(3) 子どもの権利ファシリテーター養成講座に向けた準備

教員向け、自治体職員向けに子どもの権利について参加型授業やワークショップのファシリテーターを養成する講座開催に向けて専門家へのヒアリングなど準備を開始する。

(4) 子どもの権利を大切にする子育て講座

子どもの気持ちや意志を大切に、怒りと折り合いをつけるアンガーマネジメント講座（オンライン）を認定講師によって夏休みと冬休み前に開催する。また、子どもの権利条約フォーラム 2023 in とよたで、「AI 時代の子育て～子どもの権利を意識した会話術」（仮）というテーマの分科会を開催する。

(5) チャイルドライツ・カフェ（オンラインイベント）の開催（1 回 時期未定）

南雲理事を講師として実施する。

(4) 講師派遣

子どもの権利、こども家庭庁、こども基本法等について依頼に応じ、理事や認定講師を派遣する。ホームページに開催可能な講座を広報する。

(5) 執筆活動

主にこども基本法や子どもの権利について、雑誌等への執筆を行う。

4. 国際・国内団体とのネットワーク事業

(1) 国内団体とのネットワークを通じた政策提言や子どもの権利普及

① 広げよう！子どもの権利条約キャンペーン

引き続き、共同代表・実行委員（政策提言チーム）として参加し、「こども基本法」「こども家庭庁」に基づく施策において子どもの声を聴くことの重要性を伝えていく。シーライツが果たした役割などについて広報する。

② 子どもに対する暴力撤廃日本フォーラム（GPeVAC）（甲斐田代表理事がメンバー）

引き続き参加する。

③ 日英子ども調査提言プロジェクト

国立成育医療研究センターやフリー・ザ・チルドレン・ジャパン等の協働事業にアドバイザーとして参加する。

《参加ネットワーク団体》

- ・広げよう！子どもの権利条約キャンペーン（共同代表・実行委員として）
- ・(特活) 国際協力 NGO センター (JANIC) の正会員を継続
- ・児童労働ネットワークの団体正会員を継続
- ・SDGs 市民社会ネットワーク（情報会員として）
- ・カンボジア市民フォーラムの会員を継続（甲斐田代表理事および岡島理事は世話人を継続）
- ・東日本大震災子ども支援ネットワーク継続（運営委員として）
- ・NGO 非戦ネットワーク

5. 組織運営等

(1) 組織運営

① ビジョン、ミッション、バリューの見直しと中期計画の策定

シーライツのビジョン、ミッション、バリューを見直し、子どもの権利を守るためにシーライツが社会ですべきことや方向性を改めて検討する。調査委員会の提言に基づき、再発防止のみならず、組織運営のあり方を改革する。そのために、専門家に伴走支援を依頼する。年度末に再出発のための中期計画の策定を開始する。

② 専門家の継続的活用

ひきつづき、社労士や税理士、コンサルタントなど専門家のアドバイスを得ながら、労務や会計などの業務の安定化と組織基盤強化を図る。

(2) 広報

① 会報

活動の状況を報告し、子どもの権利を普及する目的で発行する。

② 年次報告書

2022 年度の年次報告書を発行し、会員・寄付者に送付する。

③ READYFOR の新着情報等での発信

クラウドファンディングの支援者に対し、新着情報で発信を続けるほか、リターンとして支援者全員に報告書を送付する。

(2) ファンドレイジング

子どもの人権連に「世界の子ども権利かるた」ワークショップ開催のための助成金申請。

(3) 理事会の運営

年数回、事務所またはオンラインにて理事会を開催する。また、理事会メーリングリストで随時情報交換を行い、緊急性・必要性がある場合はメーリングリスト上で承認を行う。

4 月 20 日	第 96 回理事会 開催場所：オンライン 議題：2022 年度決算案、2023 年度事業計画案ほか
5 月 18 日	第 97 回理事会 開催場所：オンライン 議題：2022 年度決算案、2023 年度事業計画案ほか
6 月 17 日	第 98 回理事会 開催場所：オンライン 議題：代表理事・副代表理事の選任

7 月頃	第 99 回理事会 議題：組織のあり方について、組織のビジョン、ミッション、バリューについて
8 月頃	第 100 回理事会 議題：組織のあり方について、組織のビジョン、ミッション、バリューについて
9 月頃	第 101 回理事会 議題：第三者委員会の提言を受けての組織改革、ほか
11 月頃	第 102 回理事会 議題：上半期決算、中期計画、次年度事業計画、予算ほか
2 月頃	第 103 回理事会 議題：中期計画、次年度事業計画、予算ほか

（４）事務所の運営

事務局スタッフ（パートタイム）と業務委託スタッフで事務局運営と事務作業（会員管理、会計、問合せ対応、総務労務、広報等）を分担。インターン 5 名が事業運営や広報に従事。必要に応じて専門家や、事業運営・事務局業務のサポートを依頼できる人材に業務委託を行う。

2025 年 7 月で事務所の賃貸契約が終了するため、オフィスシェア団体と話し合いつつ、今年度中に移転を検討する。

以上